

大阪維新の会大阪府・大阪市議員団市政報告 ◆発行元：大阪維新の会大阪府・大阪市議員団 / 〒530-8201 大阪府中之島 1-3-20(8階大阪維新の会控室) ◆発行日：平成26年8月10日

大阪都構想の設計図を国へ提出



都構想実現に向けた動き

去る7月24日、大阪府と大阪市を再編する「大阪都」構想の法定協議会の会長は協定書(都構想の設計図)を総務省に提出した。協定書に対しては大都市地域特別区設置法に基づき、総務相が意見を述べることになっている。総務省の佐々木自治行政局長は協定書を受け取り「しっかり検討する」と応じた。都構想に向けてあと一歩となった。

都構想の設計図の主な内容

1. 特別区設置の日 ※1
2. 特別区の名称及び区域 ※2
3. 特別区の議員定数 ※3
4. 特別区と大阪府の事務分担 ※4
5. 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整 ※5
6. 特別区の設置に伴う財産の処分 ※6
7. 大阪市及び大阪府の職員の移管 ※7

大阪特別区の名称と区役所の役割 ※2

大阪府(都)				
特別区				
中央区	東区	湾岸区	南区	北区
中央、西、天王寺、浪速、西成	旭、城東、鶴見、東成、生野	西淀川、此花、港、大正	咲洲・南港地域、阿倍野、住之江、住吉、東住吉、平野	淀川、東淀川、北、福島、都島

現在残る区役所は支所に変更
地名は残る(一例北區福島大開)

新特別区の区役所(総合庁舎)位置
●(総合庁舎とは現在の中島の大阪府役所と同じ機能を有するもの)
○(総合庁舎とは現在の中島の大阪府役所と同じ機能を有するもの)
○(総合庁舎とは現在の中島の大阪府役所と同じ機能を有するもの)

現在の区名は地名として残る。(変更も可能) 現在の区役所は支所として残り窓口サービスは継続する。さらにコンビニでの証明書の発行も始まり、不便な地域には出張所も開所可能。今までの住民サービスを上まわるのが大阪の特別区。

詳細は第17回大阪府・大阪市特別区設置協議会資料参照

議員定数と議員報酬 ※3

特別区では議員定数を増すことなく、報酬を3割減し経費削減する。(区政会議の充実によりコストをかけずに住民自治の実現)

議員報酬 3割減

特別区	議員定数
北区	19人
湾岸区	12人
東区	19人
南区	23人
中央区	13人
合計	86人

(現在の大阪府議会議員86人)

東京都以上の大阪特別区の権限 ※4

大阪と東京の特別区の権限の差	
事業部署	事業数
都道府県	317
指定都市	341
中核市	1284
都の特例	463
合計	2,405事業

東京の特別区より大阪の特別区は2,405事業多い権限がある(事業の一例パスポート・児童相談所・障がい者福祉・NPO関係・病院開設)

財産の処分・債務の配分 ※6

財産	特別区等(75.1%)	大阪府(24.9%)
大阪市7兆6,857億円	5兆7,744億円	1兆9,113億円

債務	特別区等(68.7%)	大阪府(18.8%)
大阪市債務負担行為1,258億円(全て一般会計)	864億円	237億円
特別区等と大阪府の所管が混在するもの(12.5%)157億円		
大阪市地方債3兆3,048億円	大阪府(100%)	3兆3,048億円

赤文字は配分される現大阪市の財産と債務を示す

職員の移管 ※7

事業の整理及び経営形態の見直しによる職員の削減

大阪府 約82,400人	大阪府 約89,200人
大阪市 約35,600人	特別区 約12,900人
合計 118,000人	合計 102,100人

職員 15,900人減

財源配分及び調整 ※5

財政調整を行い特別区の予算の格差は1.2倍以下に調整される

大阪府 財政調整特別会計 → 財政調整財源 → 普通税三税(法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税) → 特別区

特別区 特別区財政調整交付金、臨時財政対策債

法定協議会第17回会議資料より

ご意見を頂き、マニフェストを成長させ、皆さんと共に無駄のない強い元気な大阪へ

皆さんのご意見募集

お近くの維新の議員まで

都構想を決めるのは皆さんです

住み続けたい「北区」
緑ゆたかな成長する都会(まち)

未来の風を感じる街

「湾岸区」

「中央区」
世界に誇れるわくわくゲートウェイシティ

「東区」
住みよさランキング1位を目指します

「南区」
次世代へつむぐ伝統と先進が織りなす街へ

法定協議会第17回会議資料・特別区の概要より

皆さんおひとり一人の意見と住民投票への参加により、強く元気な大阪が実現します。

各特別区マニフェスト発表
<http://oneosaka.jp/policy/policydetail/#first>

二重行政廃止(地方交付税) 赤字団体から不交付団体へ

必ずご参加ください **住民投票**

アジアNO.1都市 本来の住民自治へ

※1 2017年4月1日特別区開始